

# 12月村議会定例会報告

12月村議会定例会が12月10日に招集されました。議会では、左記の10議案が審議され、いずれの議案も原案のとおり可決されました。

## 条例改正等

### ◆東秩父村税条例の一部を改正する条例について

(内容) 地方税法の一部を改正する法律が公布され、地方税法施行令および地方税法施行規則の一部が改正されたことに伴い、東秩父村税条例の一部を改正するものです。

### ◆東秩父村土地開発基金条例を廃止する条例について

(内容) 比企土地開発公社の解散に伴い、東秩父村土地開発基金を廃止するものです。

### ◆東秩父村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

(内容) 地方税法の一部改正に伴い、上場株式等の配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例を定める規定等について改正するものです。

### ◆東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村、小川地区衛生組合および比企広域市町村圏組合における公平委員会の共同設置について

(内容) 比企広域公平委員会を共同設置するための規約を定め、構成団体の議会の議決が必要のため行うものです。

### ◆比企広域公平委員会の共同設置に伴う関係条例の整理に関する条例について

(内容) 比企広域公平委員会の共同設置に伴い、公平委員会に関する条例の一部改正及び設置条例の廃止をするものです。

## 補正予算

### ◆一般会計補正予算(第3号)

(内容) 歳入歳出予算の総額に6251万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億6871万円とするものです。

### ◆国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

(内容) 歳入歳出予算の総額に922万円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億5942万9千円とするものです。

### ◆介護保険特別会計補正予算(第2号)

(内容) 歳入歳出予算の総額に1866万3千円を追加し、歳

入歳出予算の総額を4億5544万9千円とするものです。

### ◆簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

(内容) 歳入歳出予算の総額に2059万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を9999万6千円とするものです。

## 議員提出議案

### ◆道州制推進基本法案に反対する意見書の提出について

(内容) 住民自治の推進に逆行する道州制に反対する意見書を提出するものです。

## 一般質問

### 田中 秀雄議員

### 質問 防災情報通信システム用タブレットについて

(内容) タブレット端末は、台風災害、火災、県・村道の通行止め、地震等すべての情報が入力できるのか。また、村に転入・転出する方の配布方法について

答弁 各世帯に配布予定のタブレット型端末では、村で文書を

作成し配信を行います。よって災害や通行止めなどの緊急を要する案件については、その概要を入力し配信したいと考えています。「全ての情報が入力できるか」については、システムの機能要件、村の運用体制を考慮し、事業ごとに配信基準を定めることを検討しています。

転入された方には、防災情報システムについて説明し、予備のタブレット端末を配布します。転出される方には、村へ端末を返却していただきます。

## 根岸 文雄議員

### 質問 地域防災計画について

(内容) ①村職員に対する防災教育

地域防災計画では、災害時職員対応マニュアルの活用、防災訓練の実施、研修会および講演会等の実施、防災機器操作の習熟を定期的に行うと、定められています。この防災教育が実施されているのか、なお、実施されていない部分がある場合には、今後の方向性について

答弁 災害時職員対応マニュアルについて、防災教育計画に記載されている内容の集約したものを、毎年4月に全職員に配布しています。防災訓練については、消火訓練、避難訓練が記載されており、避難訓練は全職員

が参加し、本年はシェイクアウト訓練を行いました。消火訓練についても役場の屋内消火栓を実際に使用し、実施しました。なお、自衛消防総合訓練大会に出場するため毎年選手を替え訓練しています。

研修会、講演会および防災機器操作の習熟について、村職員は現役消防団員、元消防団員が非常に多く、改めて職場での研修等は行っておりませんが、消防団活動等において実践しており、技能は充分持ち合わせていると考えます。

### ②一般住民に対する防災教育

地域防災計画には、「防災訓練を通じて、住民に避難およびその他防災に関する知識の普及を図る」と明示されています。

村主催の総合防災訓練は、近年行われていないと聞いています。来年は、災害に強い村づくりをめざしてのタブレット端末の全戸配布が予定されています。この機を捉え、端末配布とうまく組み合わせ、総合防災訓練を行うことが考えられますが、所見を伺います。

答弁 災害対策基本法に基づいて災害時における住民への避難勧告、指示をすることができ

るのは市町村長と定められています。このことから災害現場の最